

奈良労働局発表
平成27年2月26日

(照会先)
奈良労働局雇用均等室
室長 小田 江理子
地方育児・介護休業指導官 北川 絵里
直通電話 0742-32-0210

報道関係者各位

事業主の皆さまへ

「子育てサポート企業」をアピールできる

新「くるみん」→ さらに進んだ「プラチナくるみん」

の認定を目指しましょう！

—4月1日から改正次世代育成支援対策推進法が施行されます—



日本全国広がる子育て支援企業。
平成27年4月1日、プラチナくるみん誕生。

くるみん
プラチナくるみん
子育てサポートしています

奈良県マスコットキャラクター
せんとくん
©M&A part

「くるみん」は、子育て支援に積極的に取り組む企業を示すマークです。
働く人が安心して仕事と育児を両立できる社会づくりに貢献しています。
特に優良な企業に付与される「プラチナくるみん」も登場しました。
日本各地で、「くるみん」を取得した子育て支援企業が広がっています。

従業員101人以上の企業は、従業員の仕事と子育ての両立を促すための一般事業主行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知が義務付けられています。
お問い合わせ先 奈良労働局 雇用均等室 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kyoyakutoku/moudoutaku/> 0742-32-0210

奈良労働局 奈良県

・平成27年3月上旬に奈良新聞に見出し広告を掲載予定。

・平成27年3月上旬に近鉄主要駅にポスターを掲出予定。

・奈良労働局では、奈良県のマスコットキャラクター「せんとくん」に「くるみん」と「プラチナくるみん」の広報の協力をお願いしています(その他に奈良県では4自治体(裏面参照)にご協力をいただいています)。

・従業員101人以上の規模の企業では、法に基づく一般事業主行動計画を策定し、平成27年4月1日までに奈良労働局雇用均等室に届け出て下さい(※従業員100人以下の企業についても努力義務)。

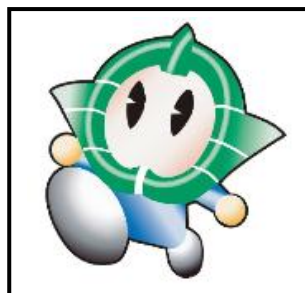
* 次世代育成支援対策推進法とは企業が従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなっており、常時雇用する従業員が101人以上の企業はこの行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届けことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

* 「くるみん」認定・「プラチナくるみん」認定とは次世代育成支援対策推進法では、「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。これまでの認定制度は、くるみん認定のみでしたが、平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみん（特例）認定が始まります。

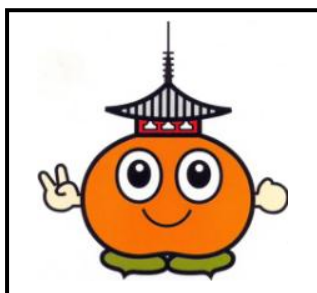
（奈良県においてご協力をいただく自治体）



御所市 ゴセンちゃん



香芝市 カッシー



斑鳩町 パゴちゃん



王寺町 雪丸



次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん」マークを取得している企業のうち、さらに高い水準の取組を行っている企業が一定の基準を満たし厚生労働大臣の認定を受けた場合に、表示できるマークです。平成27年4月1日からスタートします。



次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員との仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の基準を満たし厚生労働大臣の認定を受けた場合に、商品などに表示することのできるマークです。平成27年4月1日からスタートします。

子どもも、仕事も、会社も、地域も、 くるみんと一緒に育てよう。

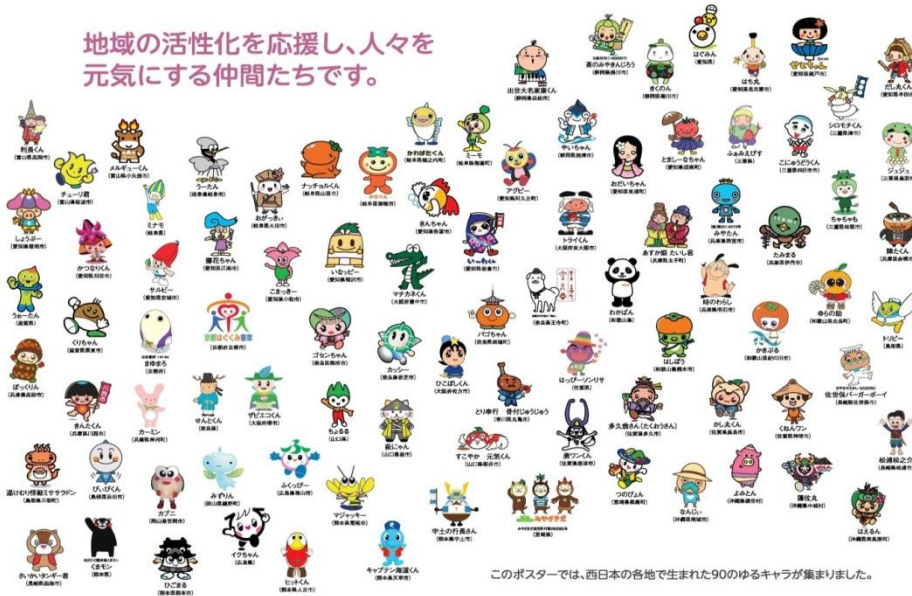


平成27年4月1日から
「くるみん」が
新しくなります。
「くるみん」は、子育てを支援する
企業の目印です。

平成27年4月1日
プラチナくるみん誕生。
プラチナくるみんは、
「くるみん」認定企業の中でも
特に優良な企業に
与えられるマークです。



地域の活性化を応援し、人々を
元気にする仲間たちです。



このポスターでは、西日本の各地で生まれた90のゆるキャラが集まりました。

従業員数101人以上の企業は、従業員の仕事と子育ての両立を促すための一般事業主行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知が義務化されています。
お問い合わせ先 都道府県労働局雇用均等室 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kyoyukutou/roudoukyoku/> 厚生労働省・都道府県労働局

奈良県内認定企業一覧 (認定順)

平成27年2月1日現在

1	社会福祉法人 愛和会(2007年、2010年)	10	株式会社 南都銀行(2012年)
2	市民生活協同組合ならコープ(2008年)	11	メタコート工業株式会社(2013年)
3	医療法人 平和会(2009年)	12	社会福祉法人 太樹会 和里(にこり)(2013年)
4	社会福祉法人 万葉福祉会(2010年)	13	社会福祉法人 ならやま会(2013年)
5	社会福祉法人 協同福祉会(2010年)	14	社会福祉法人 功有会(2013年)
6	医療法人 岡谷会(2010年)	15	株式会社 天理時報社(2013年)
7	奈良交通株式会社(2011年)	16	社会福祉法人 仁南会(2013年)
8	株式会社 呉竹(2011年)	17	株式会社 関西メディコ(2013年)
9	社会福祉法人 室生会(2012年)	18	社会福祉法人 秋篠茜会(2014年)

注) 認定企業のうち、公表することに了解を得た企業名を掲載しています。

事業主の皆様へ

一般事業主行動計画を策定・届出してください!!

両立支援等助成金
を受けるためにも
必要です

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定し、奈良労働局に届け出を行っていただく必要があります(従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下企業においては努力義務)。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

一般事業主行動計画策定にあたっては3つのステップ

ステップ1 目標を決めましょう

- ・自社の現状や従業員のニーズの把握を行いましょ。
- ・目標はいくつでも、また、前回の行動計画に含まれていても、その目標が達成していなければ、再度、同じ目標を設定してもかまいません。

両立支援のひろば(<http://www.youritsu.jp/>)のサイトには診断から行動計画が簡単に作成できる機能がごございます。どうぞご利用ください。

「くるみん認定」を目指す場合は、自社の従業員を対象とする雇用環境の整備に関する取組が含まれていることが必要です。

目標作成日 年 月 日
_____ (事業主名) 行動計画
1. 計画期間 年 月 日 ~ 年 月 日
2. 目標 _____ (具体的簡潔に)
3. 対策 (目標達成のためのスケジュール) 年 月 年 月

ステップ2 計画期間を決めましょう

- ・定めた目標を達成するために要する期間を決めましょう。
- ・定める期間は自由ですが、2~5年が望ましいです。

ステップ3 対策と実施時期を決めましょう

- ・定めた目標を達成するためにはいつまでにどのようにしたらよいかを決めましょう。

※ 策定した行動計画は従業員のみなさんに周知し、公表を行う必要があります。

- ・周知の方法は従業員のみなさんに掲示、メール送信などが考えられます。
- ・公表の方法は両立支援のひろば(掲載無料)、自社ホームページの利用など。



計画期間終了後に要件を満たせば「くるみん」認定も!

届出

行動計画の策定ができれば、一般事業主行動計画策定届を奈良労働局雇用均等室へ届出しましょう!

届出様式→<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

厚生労働省
トップページ

分野別の政策
子ども・子育て
「職場における
子育て支援」

事業主の方へ

育児・介護休業法
次世代育成支援対
策推進法について

次世代育成支援対策推進
法関係「次世代育成支援対
策推進法に基づく一般事業
主行動計画について」

お問合せ先：奈良労働局雇用均等室(TEL：0742-32-0210)

一般事業主行動計画の提案機能とは？

両立指標の診断を行った結果を踏まえて、自社の取組が遅れている項目を重点的に取り組む内容とする一般事業主行動計画が作成できる機能です。



一般事業主行動計画公表サイト TOPへ
旧両立支援のひろば

101人以上の従業員を雇用する企業は、仕事と子育ての両立を図るための行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

- ▶ 一般事業主行動計画を作成する
- ▶ 自社の行動計画・取組内容を公表する
- ▶ 自社の行動計画・取組内容を更新・修正する
- ▶ 他社の行動計画・取組事例を検索する

一般事業主行動計画「くるみん」について詳しくはコチラ

介護休業関係の取組を登録する

シンボルマークについて詳しくはコチラ

あなたの会社の取組状況を診断
両立診断サイト TOPへ

設問に答えてあなたの会社をセルフチェック!他社と比較した自社の位置付けも確認できます。今後の取組にお役立てください。

- ▶ 両立診断について
- ▶ 両立指標について
- ▶ 両立診断から一般事業主行動計画を簡単に作成できる
一般事業主行動計画の提案機能が追加されました

診断する

- ▶ トライアル診断
- ▶ メイン診断

* 「認定」とは？

◇一定の要件を満たせば子育てサポート企業として認定され、くるみんマークを商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます

